

第 1 章 運営

第 1 条 日本フットケア・足病医学会認定制度規則の施行にあたり，規則に定めた以外の事項については，施行細則の規定に従うものとする。

第 2 章 目的と役割

第 2 条 足病やフットウェアの適切な知識および 予防的フットケアの技術を習得し、国民に対して足病予防の普及・啓発活動が実践できる人材を育成することを目的とする。

第 3 条 健康な足の維持と足病予防を中心に全年齢を対象とした足、フットウェアの大切さを伝えるために、健康な足、足病予備軍へケアを提供するとともに、足病予防の普及・啓発活動を行うことを役割とする。

第 3 章 認定委員会

第 4 条 認定委員会（以下委員会と略す）の委員長（以下委員長と略す）は理事長が指名する。

第 5 条 委員会の委員は委員長が原則として評議員の中から選任する。

第 6 条 委員会の委員数は 20 名以内とする。

第 7 条 委員会の委員の任期は 2 年とし再任をさまたげない。ただし引き続いて 6 年を超えることはできない。

第 8 条 委員会の委員に欠員が生じたときは委員長が委員の補充を行う。補充によって選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 9 条 委員会は，委員総数の過半数以上の委員の出席を要し，議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は委員長の決するところによる。文書による意思の表示は出席と認めない。

第 10 条 委員会の委員はその業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

第 11 条 委員会の事務は日本フットケア・足病医学会事務局において行う。

第4章 フットケア指導士申請資格および申請書類

第12条 医師，看護師，准看護師，薬剤師，栄養士，管理栄養士，理学療法士，作業療法士，介護福祉士，義肢装具士，臨床検査技師，診療放射線技師，臨床工学技士の免許を有するものはフットケア指導士(以下指導士と略す)の申請資格を有する。ただし，免許証取得後3年以上を経過しなければならない。

第13条 指導士資格の申請を希望する者は，指導士セミナーを受講後、認定委員会が作成した指導士認定試験を受験し、申請書類と認定試験の結果を認定委員会で審査を行う。その結果を理事長に報告後、理事会の議を経て、資格認定が決定となり、理事長が申請者に通知する。

指導士セミナーとは，日本フットケア・足病医学会が主催して行う日本フットケア・足病医学会公認フットケア指導士セミナーである。

指導士認定試験とは日本フットケア・足病医学会が主催して行う日本フットケア・足病医学会公認フットケア指導士認定試験である。申請者はこのセミナーを受講し，その受講修了証（コピー可）を提出しなければならない。

第14条 フットケア指導士認定試験を受験する者は、次に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- 1) 受験申請書
- 2) 第12条に定めた免許証の写し
- 3) 指導士セミナー受講修了証

第5章 フットケア指導士の資格更新申請書類

第15条 指導士の資格更新を申請する者は，認定資格の有効期間満了年度の締め切り日までに申請をすること。通常年度末となるが正確な情報は学会ホームページ上で確認したうえで次の各項に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

また、認定、更新のために必要な単位の取得などの実績を「取得見込み」で申請する場合は、後日単位取得後に証明書を提出することとし、万一年度末までに履修できなかった場合は、認定・更新の資格は失効となる。

- 1) 資格更新申請書 A 票
- 2) 履修単位数一覧表 B 票
- 3) 単位履修を証明する資料
- 4) 日本フットケア・足病医学会定款第7章 第38条により毎年4月1日より翌年3月31日までを通年とする。

第 16 条 更新に必要な履修単位数は 50 単位とする。なお、フットケア指導士を対象とした実技講習会を受講することが望ましい。履修単位として認定する単位数・内容については以下とする。

1) 単位数・内容

本学会学術集会への参加 (2019 年度分まで) 10 単位

本学会学術集会への参加 (2020 年度以降) 15 単位

本学会セミナーへの参加 10 単位

本学会での発表(筆頭) (2019 年度分まで) 15 単位

本学会での発表(筆頭) (2020 年度以降) 20 単位

本学会誌へのフットケアに関する論文掲載(筆頭) 25 単位

本学会が開催するフットケア指導士対象の実技講習会の受講 5~20 単位(時間数により変動)

本学会地方会への参加 (2019 年度分まで) 5 単位(旧下肢救済・足病治療学会地方会)

本学会地方会への参加 (2020 年度以降) 10 単位

本学会地方会での発表(筆頭) (2019 年度分まで) 10 単位

本学会地方会での発表(筆頭) (2020 年度以降) 15 単位

フットケア指導士交流会への参加 10 単位

フットケア指導士単位認定セミナーでの講師 10 単位

下記の関連学会でのフットケアに関する講演 20 単位

下記の関連学会への参加 5 単位

下記の関連学会での発表(筆頭) 10 単位

下記の関連学会でのフットケアに関する論文掲載(筆頭) 10 単位

その他学会・研究会、実技講習会などで承認されたもの(別紙)※1

※1 主催者より事前に申請されたものを、本学会の認定委員会において審査・認定する。

2) 単位認定する学会等

【関連分野学会】

関連学会とはその目的や開催内容がフットケアに関連すると認定委員会が判断した学会とする。

【その他の学会・研究会の講習会等】

日本糖尿病療養指導士、血管診療技師(CVT)、皮膚・排泄ケア認定看護師、透析療法指導看護師などの認定更新のための講習や、関連学会の地方会、その他の学会・研究会などは、本学会で審査し、フットケアに関連すると判断された場合に認定する。審査にあたっては、審査依頼のあった講習会のプログラム(演題名)から条件を満たしているかを判断する。事前承認されたものについては証明書類を発行する。

第 6 章 受験料および更新審査料

第 17 条 受験料は、次の如くである。

指導士認定受験料 10,000 円

指導士更新審査料 10,000 円

第 18 条 既納の受験料及び審査料は、返却しない。

第 19 条 登録料は、次の如くである。

指導士認定登録料 5,000 円

指導士更新登録料 5,000 円

第 7 章 審査の時期および申請先

第 20 条 委員会は、認定資格の認定および更新を申請する時期、その他について、実施 6 ヶ月前に公示し、全ての審査はその年度内に完了しなければならない。

第 21 条 申請先および手数料納付先は、日本フットケア・足病医学会事務局である。

第 8 章 附則

1. この細則は、2025 年 4 月 16 日より施行する。
2. この細則は、委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければ変更できない。